

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和4年4月20日開催 信託協会]

1. 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の公表について

- 3月25日に、第二期目となる「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定の上、公表された。
- 同計画において、金融機関には、地域連携ネットワーク（地方公共団体や地域の福祉機関等）の関係者との連携を図り、本人の意思を尊重しながら、見守り等の権利擁護支援で役割を発揮することが期待される旨、記載された。
- 厚生労働省が運用する「成年後見制度利用促進ポータルサイト」を活用する等、顧客対応を行う営業店職員への周知を通じて、引き続き、成年後見制度の理解を促進していただきたい。
- また、同計画において、後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の普及等については、「必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、これらのしくみの導入や改善を図ることが期待される。また、利用者の立場からの意見を聴く場を設けるなどして、本人等の具体的なニーズや利用者側から見た課題等、利用者側の意見を聴取することも期待される。」旨、記載された。
- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とする観点から、支援預貯金等の導入に向けた前向きな検討を進めていただくとともに、導入済の金融機関においても、高齢者等のニーズに適確に対応した金融サービスの提供に向けた取組みを継続していただきたい。

2. 金融庁電子申請・届出システムへの移行に際する経過措置の終了について

- 2021年6月に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等における緊急対応の取扱いについて（周知）」に基づき、金融庁では、金融機関等における金融庁電子申請・届出システム（以下「新システム」）への移行に伴う経過措置として、2021年度末（2022年3月31日）まで、eメールによる申請・届出等を受付可能としてきた。

- これについては、2022年2月、緊急対応としてのeメールによる申請・届出等の受付終了と新システムの利用に必要なgBizIDの取得等について、改めて周知を行った。
- 協会においては、より多くの会員において新システムを利用した申請・届出等が行われるよう、一層の協力をお願いしたい。

3. 金融分野における個人情報保護ガイドライン等改正及びQ&Aを踏まえた対応の徹底について

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」などが一部改正され、改正法と同日の4月1日に施行された。
- これらを踏まえ、「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」を改正し、同日より適用している。
- これらの改正内容を踏まえ、引き続き、個人情報の適正な管理体制を整備していただきたい。

4. 経済制裁について

- 経済制裁への対応は、今まで通り、リスクベースでのマネロン管理態勢を適切に実施することが重要。例えば、制裁対象者のスクリーニングや実質的支配者の確認、また、貿易関係の決済においては、商流と資金の流れをリスクに応じて確認する必要がある。マネロン管理態勢に関し、もし個別の判断に迷うものがあれば、前広に相談いただきたい。

5. マネロンレポートの公表について

- 金融庁では、マネロン等対策について、3月末時点の金融庁所管事業者の対応状況や金融庁の取組み等をまとめた、「マネー・ローンダリング・テロ資

金供与・拡散金融対策の現状と課題」(通称マネロンレポート)を4月8日に金融庁ウェブサイト公表した。

- 金融庁としては、金融庁がモニタリングで得られた情報や考え方を還元することにより、金融機関等の実効的な態勢整備の一助となればと考えている。
- レポートに目を通していただき、金融庁の考えるリスクや確認された金融機関の事例等を考慮しつつ、引き続き、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等に利用されない金融システムを確保するため、態勢の強化に努めていただきたい。

6. 現下の情勢を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化について

- 昨今の情勢を踏まえサイバー攻撃のリスクが高まっていることから、サイバーセキュリティ対策の強化に関する注意喚起(2月23日、3月1日、3月24日)を行った。

※2月23日 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/cyber/0224oshirase.html>

※3月1日 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/cyber/0301oshirase.html>

※3月24日 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/cyber/0324oshirase.html>

- 経営層のリーダーシップの下、セキュリティ対策の徹底を図るとともに、仮に、サイバー攻撃を受けた場合は、事案の詳細が判明していない段階においても、速やかに金融庁・財務局の担当部署まで報告をお願いしたい。

※サイバーセキュリティ強化に向けた主な対策

- ①リスク低減のための措置(本人認証の強化、セキュリティパッチの迅速な適用、不用意に添付ファイル、URLを開かないこと等の組織内の周知など)
- ②インシデントの早期検知(ログの確認、通信の監視・分析やアクセスコントロールの再点検)
- ③インシデント発生時の対処・回復(データのバックアップの実施、復旧手順の確認、インシデント発生時の連絡体制等の準備)

7. 顧客本位の業務運営に関する取組の「見える化」について

- 4月1日、金融庁ウェブサイトにおいて、「『金融事業者リスト』に係る今後の取扱いについて」を公表した。

これは、『金融事業者リスト』の掲載要件について、これまでの①「顧客本位の業務運営に関する原則」(FD原則)と金融事業者の取組方針との対応関係に加えて、今後は、②取組状況の公表と、③原則と取組状況の対応関係も確認対象とし、これらの点が確認できた金融事業者を掲載することとしたもの。次の2点を補足したい。

- 1点目は、金融事業者の取組方針については、FD原則とほぼ同じ文言を踏襲している事例や、抽象的な記載に止まっている事例など、自らの業務特性等を踏まえていない事例が見受けられた。

※ 具体的には、『金融事業者リスト』に掲載されている金融事業者の中にも、取組方針の記載内容にオリジナリティがなく、記載上の工夫も認められないなどといった事例も見受けられている。これらについては、取組方針の記述内容等の一層の充実が求められることから、取組状況の検証を通じて、自らの規模や業務特性を踏まえた見直しを検討していただきたい。

- 2点目は、顧客本位の業務運営に係る「見える化」については、単なるペーパーワークではなく、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を検証する契機としていただきたい。

※ 具体的には、顧客本位の業務運営に係る「見える化」については、金融事業者における取組方針や具体策の策定 → 実践 → 振り返り → 次年度に向けた取組みといったサイクルが重要であり、取組方針に基づく営業現場における実践結果について、取組状況の中に具体的に記述していただきたい。

- 金融庁では、金融事業者におけるリスク性金融商品の販売動向のモニタリングや具体的な取組に関する対話を実施し、必要に応じて把握した事項を公表する予定。

8. 新しい資本主義実現会議について

- 4月12日に開催した新しい資本主義実現会議（第5回）において、鈴木大

臣より、「コロナ後に向けた経済システムの再構築」に関連して、マーケット活性化に向けて今後金融庁が取り組むべき施策をまとめた資料を提出し、発言したので、紹介したい。

○ 新しい資本主義により、持続的成長を実現するとともに、その成果を家計に還元することが重要。また、国内外の資金を成長分野へと繋ぐ国際金融センターとして、魅力あるマーケットを構築していくことが必要。このための方策としては、以下の3点。

① 家計に対する金融の分配機能を強化しつつ、スタートアップ等への円滑な資金供給を促進することなどにより、成長と分配の好循環を実現していく。具体的には、

- ・ 企業価値向上において重要な人的投資や多様性確保などの非財務情報開示を充実しつつ、コスト軽減の観点から、法令上の四半期報告を廃止し、取引所の四半期決算短信に「一本化」していく。
- ・ また、スタートアップ企業等が、不動産担保などによらず、事業全体を担保に成長資金を調達できる制度の導入を、金融庁においても検討していく。

② 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、日本企業の取組みや強みが適切に評価され、内外の投資資金が円滑に供給されるための環境を整備していく。具体的には、

- ・ ESG市場の透明性や信頼性の向上を図るため、ESG評価機関向けの行動規範の策定や、
- ・ 企業の気候変動対応を金融機関が支援するよう、金融機関と企業の対話を促進するためのガイダンスの策定を行う。

③ 我が国の国際金融センターとしての地位を更に高めていくため、ポストコロナを見据えて、海外金融事業者の参入促進に向けた取組みを本格稼働していく。

○ こうした取組みを進め、持続可能な経済成長を牽引する魅力あるマーケットを構築していく。

9. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2021年6月に公表した「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」の提言に基づき、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等のテーマ毎に、検討を進めている。直近動きのあった2点について紹介する。

《ESG 債の情報プラットフォーム》

- 1月31日に、日本取引所グループ（以下、「JPX」）の「サステナブルファイナンス環境整備検討会」の中間報告書が取りまとめ・公表された。これは、ESG 債について、投資情報が散逸し実務上課題がある、また、ESG 債の適格性を客観的に確保していくための枠組みが必要といった有識者会議の議論を踏まえ、JPXとして取り得る方策を議論し、取りまとめたもの。
- 中間報告書では、大きく、公募 ESG 債を対象に、発行額、利率等の基礎的情報、発行企業の ESG 戦略、外部評価取得状況や評価の内容等の情報を集約する「情報プラットフォーム」を、JPXとして年央目途に立ち上げること、同検討会議を引き続き開催し、プラットフォームの継続的な改善や対象の拡充、企業の ESG 関連データの集約、ESG 適格性を確保するための認証のあり方等を継続的に議論することを提言している。
- 今後は、プラットフォームが、内外投資家や金融機関・企業等の市場関係者に幅広く利用され、我が国 ESG 投資の基盤として機能していくよう、関係者に協力をいただき、海外投資家の目線も踏まえた情報の収集、機能の充実、有効な利用方法の浸透等を図っていくことが重要。協会においても、こうした観点から、会員への周知と JPX へのフィードバックなど、前広に協力いただきたい。

《ESG 評価・データ提供機関の行動規範等》

- 次に、企業や債券・株式等の ESG の評価、データ提供を行う機関について、ESG 投資が拡大する中で、企業や投資家からの利用が急速に広がる一方で、評価の客観性・透明性の確保などの課題も指摘されている。
- このため、こうした ESG 評価・データ提供機関に期待される行動規範のあり方等について議論を行うため、金融庁有識者会議のもとに「ESG 評価・デ

一タ提供機関等に係る専門分科会」を設置し、議論を行っている。

- 同専門分科会においては、今後、
 - ・ ESG 評価・データ提供機関に期待される行動規範等を年央にも策定していくよう、議論を進めていくほか、
 - ・ ESG 評価・データ提供に関して企業と投資家が果たすべき役割も議論していくことを考えている。

- 協会においても、市場の信頼性を高め取引を促す観点から課題等があれば、引き続き、意見をいただきたい。

《金融機関の投融資先支援とリスク管理》

- 金融機関において、顧客企業との間で積極的に対話を進め、顧客企業の気候変動対応や、新たなビジネス機会の創出等に貢献していくことが重要。
- 金融庁では、こうした金融機関の取組みを後押しする観点から、金融機関の顧客企業に対する支援や金融機関の気候変動リスク管理に関するガイダンス策定作業を進めており、近くパブリックコメントに付す予定。
- このガイダンスの中では、金融庁と金融機関の対話の基本的な着眼点を示しつつ、顧客企業の気候変動対応や新たなビジネス機会の創出等への支援に係る参考事例を紹介するなど、金融機関の取組みに資する情報も提供したい。

《まとめ》

- 信託協会は、「企業の ESG への取り組み促進に関する研究会」において、ESG の取組みの実効性向上策として、ESG に係る役員報酬制度の在り方などを検討した内容を報告書に取りまとめ、公表したと承知。
- 信託協会加盟の一部金融機関においては、Net Zero Asset Manager Initiative (NZAM)に参加いただき、ネットゼロに向けたアセットオーナーとの協調のあり方等について議論をいただいていると承知。

○ こうした国際的な議論に、我が国金融機関としてしっかりと参画していただき、国内での様々な検討にも活かしていただくことが重要。

(以上)